

人間ドックの 利用助成の 申請はお早めに!

申請書は、受診日の
1ヵ月前(31日前)までに
当組合へ提出して
ください



当組合では、人間ドック利用助成事業を行っていますが、毎年、1万人以上の方が利用されております。助成を受けるためには、人間ドック利用承認の申請が必要となりますので、受診日の1ヵ月前(31日前)までに申請書が当組合へ届くように手続きを行ってください。

申請が遅れますと、受診日までに「人間ドック利用承認書」をお届けすることが困難となり、受診日を変更していただくこととなりますので注意してください。

また、次の事項にご留意いただき人間ドックの適正利用にご協力をお願いします。

「人間ドック利用承認書」の確認について

お手元に「人間ドック利用承認書」が届きましたら、予約内容と健診機関名・健診利用日・人間ドックの種類をご確認ください。



受診日の変更またはキャンセルの場合

健診機関で受診日の変更またはキャンセルの手続きをした場合は、速やかに共済事務担当課または当組合医療健康課へ連絡してください。

また、すでに「人間ドック利用承認書」が届いている場合は、共済事務担当課をとおして当組合に返戻してください。

申請手続きについて

- 組合員およびその被扶養者の方
共済事務担当課で申請してください。
なお、健診日の5週間前(35日前)までに共済事務担当課へ申請書を提出してください。
- 任意継続組合員およびその被扶養者の方
共済組合医療健康課 健康増進係 (TEL:029-301-1413) までご連絡ください。申請書を郵送しますので、直接共済組合へ提出してください。

「特定健康診査受診券」の返戻について

人間ドック利用申請をされる40歳以上の被扶養者および任意継続組合員とその被扶養者の方は、当組合が本年5月に交付した「特定健康診査受診券」を当組合へ返戻してください。

「特定健康診査受診券」を紛失された場合は、「特定健康診査受診券紛失届書」を申請書とあわせて当組合へ提出してください。

※「特定健康診査受診券紛失届書」は、当組合ホームページ「申請書類一覧」からダウンロードできます。